

介護保険運営協議会

令和8年1月28日

高齢支援課作成

地域密着型サービス等事業所選定の協力について（依頼）

地域密着型サービスの整備については、第9期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）に基づき、計画的な整備を目指しているところですが、令和8年度には認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護）の事業所の公募・選定を予定しています。

なお、事業所の選定にあたっては、「多摩市地域密着型サービス等事業者選定委員会」を開催し、公正かつ適正な選定に努めており、選定委員会には、介護保険運営協議会の市民委員の方にも委員としてご出席いただくこととしています。

つきましては、選定委員会の委員として介護保険運営協議会の市民委員の方（2名）のご出席を賜りたく、下記のとおり委員の選出をお願いいたします。

記

1. 選出委員

介護保険運営協議会「市民委員」の方 2名

※委員会開催日に、ご出席可能な市民委員の方にお引き受けいただきたいと考えております。日程が決まり次第、個別にお願いさせていただく予定です。ご協力をお願いいたします。

2. 地域密着型サービス等事業者選定委員会

（1）所掌事務 公募による地域密着型サービス等事業所（整備計画）の選定に関する事項
地域密着型サービス事業の適正な運用のために必要な事項

（2）委員構成 介護保険運営協議会市民委員 2名
健康福祉部長、高齢支援課長、介護保険課長 以上5名

（3）任 期 委嘱の日から1年

3. 第9期多摩市高齢者保健計画・介護保険計画（令和6～8年度）での認知症高齢者グループホーム（認知症GH）、小規模多機能型居宅介護（小多機）・看護小規模多機能型居宅介護（看多機）の整備予定

（1）整備目標（計画160～161頁より）

- ① 認知症高齢者グループホーム（認知症GH） 2事業所（4ユニット）
- ② 小規模多機能型居宅介護（小多機）・看護小規模多機能型居宅介護（看多機） 2事業所
(小多機・看多機の比率は問わない)

※令和6年度と7年度にそれぞれ

- ① 認知症高齢者グループホーム（認知症GH） → 1事業所（2ユニット）
- ② 小規模多機能型居宅介護（小多機）・看護小規模多機能型居宅介護（看多機） → 1事業所
で公募しましたが、応募事業者はありませんでした。

4.令和8年度地域密着型サービス等事業所の選定公募・選定予定

- ① 認知症高齢者グループホーム（認知症G H）
- ② 小規模多機能型居宅介護（小多機）・看護小規模多機能型居宅介護（看多機）
(小多機・看多機の比率は問わない)

※令和8年度に公募する事業所数・ユニット数等は今後検討していきます。

決定しましたらお知らせさせていただきます。

＜公募・選定スケジュール（案）＞

（募集）令和8年4月～5月（9月中に事業所決定）

（選定委員会）令和8年7月後半を予定しています。

詳細の日程についてはは後日ご連絡させていただき調整させていただきます。

＜参考＞多摩市地域密着型サービス事業者等選定委員会設置要綱【抜粋】

（設置）

第1条 多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき整備する地域密着型サービス事業（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業をいう。以下同じ。）等について、当該事業等を行う事業者を公正かつ適正に選定するため、多摩市地域密着型サービス事業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（1） 次に掲げる事業者の選定に関する事項。

ア 法第42条の2第1項本文の規定により地域密着型サービス事業を行う者に係る多摩市長（以下「市長」という。）の指定（イにおいて「市長の指定」という。）を受けて法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護又は法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う者

イ 市長の指定を受けて地域密着型サービス事業を行おうとする者のうち、多摩市地域密着型サービス等整備事業費補助金交付要綱（平成27年多摩市告示第545号）の規定による補助金交付対象者

ウ 多摩市愛宕デイサービスセンター（多摩市愛宕デイサービスセンター条例（平成22年多摩市条例第13号）第1条に規定する多摩市愛宕デイサービスセンターをいう。）を使用する者

エ 多摩市西永山福祉施設介護保険事業施設（多摩市西永山福祉施設条例（平成30年多摩市条例第45号）第3条第1号に規定する介護保険事業施設をいう。）を使用する者

（2） 前号に掲げるもののほか、地域密着型サービス事業等を行う事業者の選定のため必要と認める事項

（構成）

第3条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

（1） 健康福祉部長

（2） 健康福祉部高齢支援課長

（3） 健康福祉部介護保険課長

（4） 多摩市介護保険運営協議会の委員のうち、多摩市介護保険条例（平成12年多摩市条例第22号）第23条第2項第1号の規定により委嘱を受けた市民 2人以内

2 委員は、市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第4号に掲げる委員の任期は、委嘱の日から1年とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は健康福祉部長をもって充て、副委員長は健康福祉部高齢支援課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の会議は、公開しない。
- 5 委員長は、会議に際し、原則として会議録を作成しなければならない。
- 6 会議録は、審査結果を市長に報告した後、開示する。ただし、多摩市情報公開条例（平成12年多摩市条例第53号）第7条各号のいずれかに該当する場合は、その該当する部分に限り、非開示とする。

(除斥)

第7条 委員は、本人又は配偶者若しくは2親等以内の親族が第2条第1号に掲げる事業者の選定に応募した団体の代表者又は役員である場合は、その審査に加わることができない。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後もまた同様とする。